【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲）

**第十六条の十**　法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務（法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。）を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品取引業者等（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　当該金融商品取引業者等（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。）又は使用人

三　当該金融商品取引業者等の親法人等（法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

四　当該金融商品取引業者等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲）

**第十六条の十**　法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務（法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。）を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品取引業者等（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　当該金融商品取引業者等（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。）又は使用人

三　当該金融商品取引業者等の親法人等（法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

四　当該金融商品取引業者等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（改正前）

（新設）